

令和5年度「青森市立児童館（浪岡地区）」に係る事業報告書等評価結果

青森市立児童館（浪岡地区）については、特定非営利活動法人NPO 娑婆羅凡人舎が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和5年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年7月23日

施設名	青森市立浪岡中央児童館、青森市立五本松児童館、青森市立王余魚沢児童館、青森市立女鹿沢児童館、青森市立平川児童館、青森市立吉野田児童館、青森市立杉高児童館
設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすること。
所在地	青森市浪岡大字浪岡字細田200番地2 ほか
指定管理者	【名称】特定非営利活動法人NPO 娑婆羅凡人舎 【代表者】代表理事 工藤 修一 【住所】青森市浪岡大字高屋敷字野尻17番地1
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	<ul style="list-style-type: none"> ○職員は、仕様書どおりに配置している。 ○職員の資質向上のため、児童厚生員を各種研修に参加させるほか各館ごとにテーマを決めて自主研修を実施している。 ○各種保守点検は、法令等に基づき適切に実施しており、防犯・防火・緊急時に対応するため、各館月1回の避難訓練と年1回（杉高・王余魚沢は年2回）の総合訓練を行っており、避難訓練と共に消火訓練を実施している。 ○個人情報保護については、市の条例等を遵守している。 ○青森市環境方針に則り、省エネ・節水・節電に努めている。 また、コピー用紙は再生紙を使用し、再利用も実施している。 	○	
運営について	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館の機能と特性を踏まえ、児童や利用者の利便性、公平性に充分配慮しながら、適正に運営している。 ○利用者の要望・意見を把握するため「御意見箱」を設置し、サービス向上と利用者の立場に立った運営に努めている。 ○児童館運営にあたっては、地元住民で構成される運営協力委員会と連携しながら、地元団体（子ども会、母親クラブ、町内会等）との共催事業を実施するなど、地域や関係団体と積極的に連携を図っている。 ○毎月「児童館だより」を発行するとともに、新入学児童就学時健康診断や入学説明会の際に児童館利用案内を配布するなど、児童館のPRを行い、利用率の向上に努めている。 ○児童館ガイドラインに定められた施設特性に基づいた運営が行われている。 	○	
事業実施結果について	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止していた「子どもの祭典」を4年ぶりに開催したほか、その他の児童館事業を予定通り実施している。</p>	○	
収支決算書について	<p>指定管理料内において、適正に処理されている。</p>	○	

【総合評価】

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いたこともあり、令和5年度の7児童館の利用児童数（中高生含む）は、延べ43,738人と前年度より2,828人増加し、児童館事業についても子どもの祭典をはじめ予定していた事業をすべて開催するなど、施設の管理運営、事業実施ともに仕様書のとおり適正に行われ、収支決算についても適正に処理されている。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市浪岡振興部健康福祉課
【電話】 0172-62-1113（直通）
【メール】 n-kenko@city.aomori.aomori.jp